

休業時の復業支援を目的に「医師・歯科医師」が
「医師・歯科医師」のために設計した共済制度をぜひご利用ください

開業医共済 休業保障制度

勤務医の方もご加入いただけます

開業医の
3人に1人*が
ご加入

※9つの事業地区(2012年8月以前に
事業開始)における保険医協会・
保険医会の会員に対して
※2025年7月現在

持病があり服薬中
または
入院・手術歴の
ある方でも
一定の条件下で
ご契約が可能

法人契約が可能
掛金は損金扱いに

法人契約特約を付加する場合は
「支払保険料」、付加しない場合は
「給与」として損金計上
することができます

30日の入院療養の場合
240万円を支給

(日額8万円×30日)
48歳・10口契約の場合
月額掛金2万円

開業医共済協同組合

〒380-0823 長野県長野市南千歳1丁目10-6 東邦ビル3階
TEL:(026)217-6600 FAX:(026)217-6627
<https://www.kaigyouikumiai.or.jp/>

共済規程 認可番号 長野県指令7産政第37号の2



お申し込み、お問い合わせは下記取扱代理店へ

当制度をおすすめする8つの特長

1

持病があり服薬中
または
入院・手術歴のある方でも
一定の条件下でご契約が可能

医師の診査はなく書面での
告知で申込できます

2

最大10口まで
契約が可能

<共済金額(10口契約の場合)>

- ・傷病給付金
入院療養 8万円/日
自宅療養 6万円/日
- ・甲慰/高度障害給付金 500万円

3

入院療養は初日から
自宅療養は5日目から
お支払い

土・日・祝日、医療機関の休診日や
有休・病気休暇日でも
支払対象です

4

所得補償保険や
他の制度に加入されていても
関係なく給付

他の保険・共済等の加入や
受給に関わりなく
給付されます

5

傷病給付金は
原則として非課税

共済金受取人(被共済者)が
受け取った傷病給付金は
原則として非課税です

6

法人契約が可能
掛金は損金扱いに

法人契約特約を付加する場合は
「支払保険料」、付加しない場合は
「給与」として損金計上
することができます

7

掛金は介護医療
保険料控除の対象

原則として契約者が個人事業主
または勤務医の場合に
限ります

8

安全性を
十分に確保

当組合の健全性を示す支払余力比率
(ソルベンシー・マージン比率)は
3,219.5%(2025年7月期)です

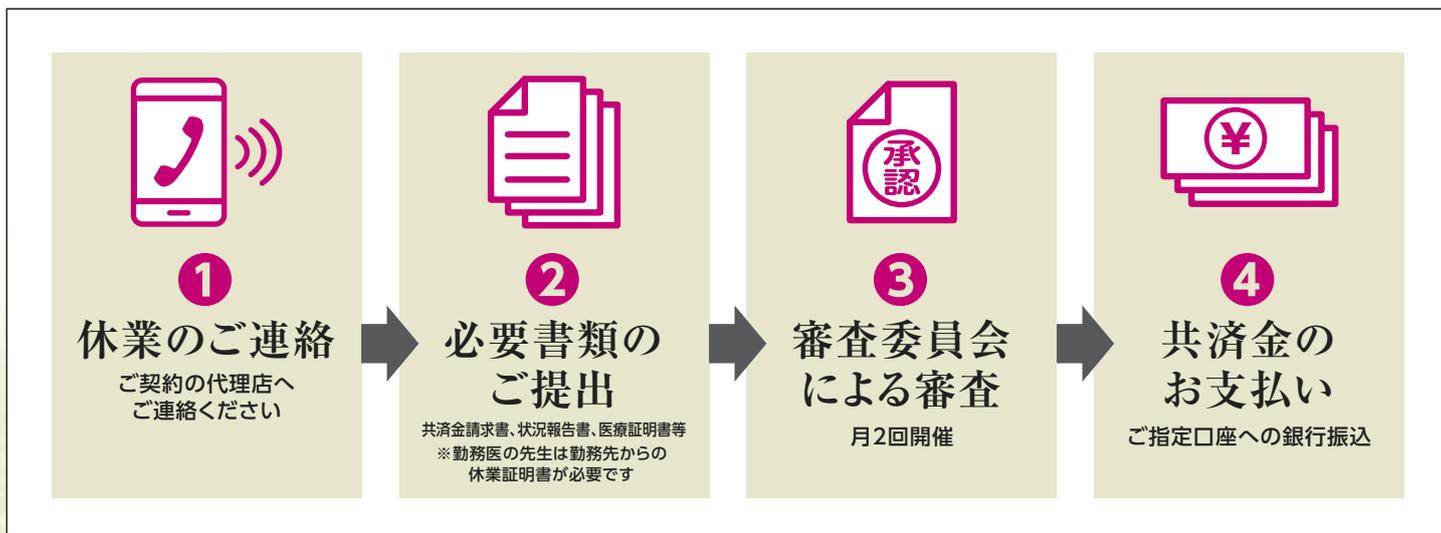
共済金をお支払いした事例

<p>右肩関節拘縮 入院療養3日 共済金 192,000円 (8口契約)</p> <p>患者さんがベッドから落ちそうになり押さえたときに右肩痛を自覚、その後、疼痛増強のため手術となり休業した。(医師)</p>	<p>脳梗塞 入院療養96日、自宅療養69日 共済金 9,456,000円 (8口契約)</p> <p>構音障害と右半身の脱力を自覚したため救急要請したところ、脳梗塞との診断を受け、そのまま入院、退院後は自宅療養のため休業した。(医師)</p>	<p>左中指末節骨折 自宅療養50日 ※免責4日控除後 共済金 1,500,000円 (5口契約)</p> <p>スキー滑走中に転倒し、左手中指を骨折したため、歯科診療等ができなくなり、自宅で休業した。(歯科医師)</p>
<p>白内障(両眼) 入院療養3日 共済金 192,000円 (8口契約)</p> <p>1年ほど前から眼のかすみによる視界不良を感じていたため眼科を受診したところ、白内障と診断され、手術のため入院となり、休業した。(歯科医師)</p>	<p>前立腺癌疑い 入院療養3日 共済金 120,000円 (5口契約)</p> <p>特に症状はなかったが、健康診断でPSA高値だったため受診したところ、生検を含めた精査のため入院することになり休業した。(医師)</p>	<p>胃体部癌 入院21日、自宅14日 共済金 2,016,000円 (8口契約)</p> <p>人間ドックで早期胃癌を指摘され、手術目的で入院、術後は胃の機能回復のため入院加療、自宅療養となり休業した。(歯科医師)</p>

例えば30日間休業したとき…

お支払いする 共済金合計	10口契約の場合	8口契約の場合	3口契約の場合
<p>入院療養のみ </p>	<p>初日からお支払い 2,400,000円</p>	<p>初日からお支払い 1,920,000円</p>	<p>初日からお支払い 720,000円</p>
<p>自宅療養のみ </p>	<p>5日目からお支払い 1,560,000円</p>	<p>5日目からお支払い 1,248,000円</p>	<p>5日目からお支払い 468,000円</p>

休業から共済金お支払いまでの流れ



開業医共済休業保障制度のあらまし

保障内容

「休業」とは…

被共済者が共済期間の初日以後の傷病により、第三者の医師による診療を受け、就業不能になったため業務(医療機関の管理者としての執務行為を含む)を完全に休むこと

責任開始日	申込期間		契約日 (共済期間の初日)	
	■ 第1次	4月1日~5月31日	8月1日	11月1日
	■ 第2次	8月1日~9月30日	12月1日	3月1日
	■ 第3次	12月1日~1月31日	4月1日	7月1日

3ヶ月

【契約日について】
本制度は年3回の申込期間を設けており、契約日(共済期間の初日)は所定日(8月1日、12月1日、4月1日)となります

【保障の開始時期について】
■ 傷害(ケガ)…保障は契約日から始まります
■ 疾病…保障は契約日の3ヶ月後から始まります

【傷害(ケガ)】の責任開始日

【疾病】の責任開始日

各責任開始日より前に被った傷害(ケガ)・疾病は、共済金をお支払いできません

共済金額		支払要件
傷病給付金	入院療養	① 傷病により休業したとき ② 入院療養は休業の初日から対象 ③ 自宅療養は5日以上連続して休業した場合に5日目から対象 ④ 1休業につき180日、通算500日まで(精神疾患による休業は通算180日まで)
	自宅療養	
高度障害給付金		① 契約日(共済期間の初日)以降の傷病により死亡したとき ② 契約日(共済期間の初日)以降の傷病により当組合所定の高度障害の状態になりその旨の通知があったとき

1日につき 1口 8,000円 × 契約口数()口 給付金額()円

1日につき 1口 6,000円 × 契約口数()口 給付金額()円

1口 50万円 × 契約口数()口 給付金額()万円

共済期間	1年	<p>お申出がない場合、共済契約は8月1日に自動継続*されます</p> <p>*満75歳に達した後に到来する8月1日の前日まで *契約満了日より前から継続して休業している場合は契約満了日以降の休業は1休業180日かつ通算500日を限度として共済期間中の休業とみなします</p>
------	----	---

本制度では共済金をお支払いできない場合があります

① 約款に定める支払事由に該当しない場合 ② 重要事項に関するご説明の「注意喚起情報のご説明2~5」の場合

申込要件

以下の全ての項目を満たす保険医は契約申込ができます

① 開業医共済協同組合の 組合員あるいは 賛助会員である	② 青森・福島・新潟・福井・長野・ 鳥取・岡山・山口・大分・鹿児島 の10県の 保険医協会・保険医会の 会員である	③ 新規契約時に ア:健康である イ:医療機関で週4日以上かつ週16時間以上 業務に従事している ウ:65歳未満である
--	---	---

申込口数

	加入時の年齢	通算限度口数
① 院長および副院長などで実質的に 医療機関を管理している方 ^{*1}	~59歳	10口まで ^{**2**3}
	~64歳	8口まで ^{**2**3}
② 診療所を共同経営している方 (親族関係である場合を除く)	~59歳	5口まで ^{**3}
	~64歳	3口まで
③ 勤務医の場合(上記①②以外)	~64歳	3口まで

^{*1}…但し、被雇用の理事長又は管理者を除きます。また1医療機関で複数の親族が診療している場合、1医療機関につき1名を限度とします。

^{**2}…6口以上契約の方は満65歳になった直後の8月1日に5口に減口となります。

^{**3}…4口以上契約の方は満70歳になった直後の8月1日に3口に減口となります。

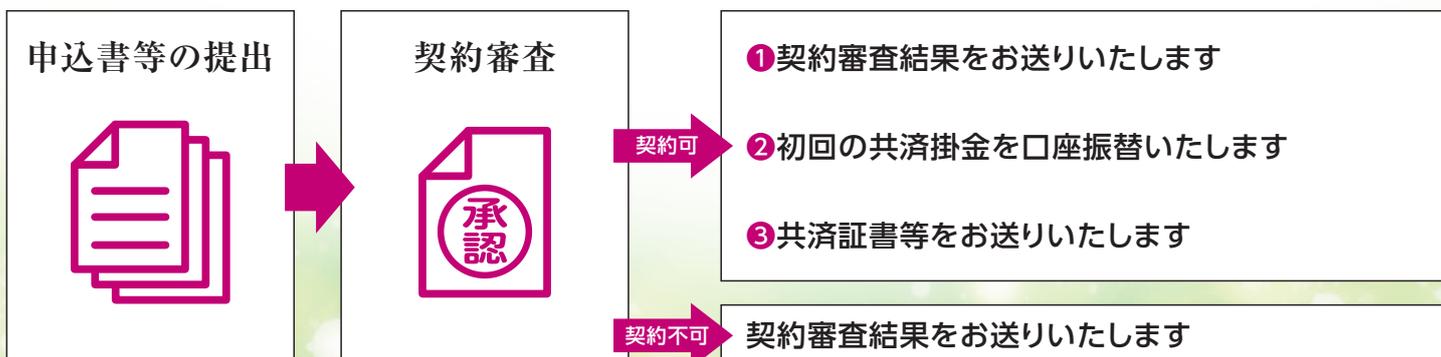
掛金一覧表

(単位:円)

掛金(月額)	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
~39歳	1,900	3,800	5,700	7,600	9,500	11,400	13,300	15,200	17,100	19,000
40~49歳	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000
50~59歳	2,200	4,400	6,600	8,800	11,000	13,200	15,400	17,600	19,800	22,000
60~64歳	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	(22,500)	(25,000)
65~69歳	(3,000)	(6,000)	(9,000)	(12,000)	(15,000)	●()内の金額は、継続契約の場合の掛金額です。				
70~74歳	(4,300)	(8,600)	(12,900)							

掛金は2026年8月1日における満年齢でご覧ください。*更新時の年齢により、掛金は変更となります。*掛金には、運営費として1口あたり700円が含まれています。

申込手続きの流れ



開業医共済休業保障制度 告知書

- 質問 1** 現在、治療・服薬を継続している疾病や外傷がありますか。あれば傷病名、服薬名等をご記入ください(自己診療を含む)。なお、妊娠中の場合もご記入ください。
- 質問 2** 過去5年以内に、治療した疾病や外傷がありますか。あれば傷病名、治療年月等をご記入ください(自己診療を含む)。
- 質問 3** 今までに、医師から診断は受けているものの治療をせず経過観察としている悪性腫瘍、指定難病、精神疾患、それ以外の疾病や外傷がありますか。あれば傷病名、診断時期等をご記入ください(自己診療を含む)。

- はい** 質問1~3のいずれか1つでも“該当する”場合は、原則として、特定傷病等不担保特約を共済契約(主契約)に付加し、**特定の傷病・症状群について共済金をお支払いしない条件でお引き受け**します。なお、該当する場合でも引受審査の結果、同特約を付加しない場合があります。
※「悪性腫瘍」、「指定難病」、「精神疾患」については、当該疾病が治療後5年以上経過していない場合は、原則としてお引き受けできません。
- いいえ** 質問1~3のいずれも“該当しない”場合は、特定傷病等不担保特約を共済契約(主契約)に付加せず、お引き受けします。

※開業医休保による共済金の支払いを受けた被共済者の増口申込は、お引き受けできない場合があります。

特定傷病等不担保特約条項

第1条(特約の締結)

この特約は、共済契約の締結の際、被共済者の健康状態が当組合の定める基準に適合しないときに、共済契約に付加して締結します。

第2条(特約による条件)

この特約に付加する条件は、当組合の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれかの方法によります。

(1) 残存期間条件付加入

別表1の傷病名・症状名の告知があり、観血的療法(近視等のレーザー矯正手術等を含みます。)を行った場合、術後1年を経過するまでの残存期間は本症による休業については、共済金を支払いません。

(2) 3年の条件付加入

別表1の傷病名の告知があり、観血的療法を行っていない場合、治療後3年未済または現症があっても治療を要せず通常診療可能のときは加入後3年以内の本症による休業については、共済金を支払いません。

(3) 2年の条件付加入

- 帝王切開分娩の告知があった場合、当該分娩後2年以内の妊娠による休業については、共済金を支払いません。
- 妊娠中の告知があった場合、当該妊娠およびそれに関わる合併症による休業については、共済金を支払いません。

2 別表2の傷病名・症状名の告知があった場合は、次の各号に掲げる休業については、共済金を支払いません。ただし、前項に掲げる休業については、その規定により共済金を支払います。

- 告知のあった傷病および別表2に定めるその関連傷病(以下「当該傷病等」といいます。)による休業
- 当該傷病等と医学上因果関係がある傷病による休業

別表1 一定の条件を付する傷病名・症状名

特定条項	告知のあった傷病名・症状名
第2条第1項第1号および第2号	① 鼠径ヘルニアおよびこれに準ずるもの
	② 無症状胆嚢ポリープ、無症状胆石症
	③ 慢性中耳炎、慢性副鼻腔炎(急性増悪および術後嚢胞を含みます)、肥厚性鼻炎
	④ 白内障(片眼)、乱視・近視(レーザー矯正手術等を行った場合)
	⑤ 痔核、脱肛、痔ろう(肛門周囲炎等)等
	⑥ 腱鞘炎、ガングリオン、ヒグローム等
第2条第1項第3号	⑦ 帝王切開分娩
	⑧ 妊娠中

別表2 不担保にする傷病とその関連傷病

チェック	告知のあった傷病名・症状名	関連傷病
<input type="checkbox"/>	1 不整脈、心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心臓喘息、冠状動脈硬化症、その他の心臓疾患	心臓弁膜症、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、不整脈、心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心臓喘息、冠状動脈硬化症、その他の心臓疾患
<input type="checkbox"/>	2 脳血管疾患	脳腫瘍、脳卒中、脳出血、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、脳軟化(脳梗塞)、もやもや病、その他の脳血管疾患
<input type="checkbox"/>	3 高血圧症、動脈硬化、動脈瘤、静脈瘤	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤、静脈瘤
<input type="checkbox"/>	4 リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
<input type="checkbox"/>	5 低血圧症	低血圧症
<input type="checkbox"/>	6 急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、鼠径ヘルニア、腹壁ヘルニア、その他の胃・腸の疾患	胃ガン、腸ガン、食道ガン、大腸ガン、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、鼠径ヘルニア、腹壁ヘルニア、その他の胃・腸の疾患
<input type="checkbox"/>	7 黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、その他の肝臓の疾患	肝臓ガン、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、その他の肝臓の疾患
<input type="checkbox"/>	8 胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、その他の胆嚢の疾患	胆道ガン、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、その他の胆嚢の疾患
<input type="checkbox"/>	9 急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、その他の膵臓の疾患	膵臓ガン、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、その他の膵臓の疾患
<input type="checkbox"/>	10 痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲腫瘍	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲腫瘍
<input type="checkbox"/>	11 歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
<input type="checkbox"/>	12 肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症、肺膿瘍、肺梗塞、その他の肺の疾患	肺ガン、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症、肺膿瘍、肺梗塞、その他の肺の疾患
<input type="checkbox"/>	13 気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、その他の気管支の疾患	喉頭ガン、気管支喘息、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、その他の気管支の疾患
<input type="checkbox"/>	14 アレルギー性鼻炎、蓄膿症、慢性副鼻腔炎、鼻中隔湾曲症、その他の鼻の疾患	アレルギー性鼻炎、蓄膿症、慢性副鼻腔炎、鼻中隔湾曲症、その他の鼻の疾患
<input type="checkbox"/>	15 腎炎、慢性腎臓炎、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、その他の泌尿器系の疾患	腎盂炎、ネフローゼ(症候群)、腎炎、慢性腎臓炎、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、その他の泌尿器系の疾患
<input type="checkbox"/>	16 前立腺肥大、その他の男性器の疾患	前立腺ガン、前立腺肥大、その他の男性器の疾患
<input type="checkbox"/>	17 乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、その他の女性器の疾患	子宮ガン、乳ガン、卵巣ガン、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、その他の女性器の疾患
<input type="checkbox"/>	18 腎臓結石、尿管結石、膀胱結石	腎臓結石、尿管結石、膀胱結石
<input type="checkbox"/>	19 糖尿病	糖尿病、糖尿病合併症
<input type="checkbox"/>	20 痛風	痛風
<input type="checkbox"/>	21 バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他の甲状腺の疾患	バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他の甲状腺の疾患
<input type="checkbox"/>	22 貧血、その他の血液および造血器の疾患	白血病、悪性リンパ腫、貧血、その他の血液および造血器の疾患
<input type="checkbox"/>	23 結核	結核
<input type="checkbox"/>	24 伝染性肝炎、ウイルス性肝炎	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎
<input type="checkbox"/>	25 細菌性心内膜炎	細菌性心内膜炎
<input type="checkbox"/>	26 淋病、梅毒、その他の性病	淋病、梅毒、その他の性病
<input type="checkbox"/>	27 髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、その他の中枢神経系の疾患	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、その他の中枢神経系の疾患
<input type="checkbox"/>	28 神経炎、神経痛、その他の末梢神経系の疾患	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、その他の末梢神経系の疾患
<input type="checkbox"/>	29 白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
<input type="checkbox"/>	30 慢性中耳炎、中耳炎、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、その他の耳の疾患	慢性中耳炎、中耳炎、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、その他の耳の疾患
<input type="checkbox"/>	31 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、頸部背部のその他の疾患	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、頸部背部のその他の疾患
<input type="checkbox"/>	32 急性化膿性骨髄炎、骨髄炎、その他の筋骨格系の疾患および結合組織の疾患	膠原病、急性化膿性骨髄炎、骨髄炎、その他の筋骨格系の疾患および結合組織の疾患
<input type="checkbox"/>	33 骨関節炎、関節内障、変形性関節症	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
<input type="checkbox"/>	34 頭部外傷後遺症、脳挫傷	頭部外傷後遺症、脳挫傷
<input type="checkbox"/>	35 アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、皮膚および皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、皮膚および皮下組織の疾患

開業医共済休業保障制度・重要事項に関するご説明

契約概要のご説明

1. ご契約申込に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、ご契約申込いただきますようお願いいたします。

2. 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は「開業医共済休業保障制度普通共済約款」(以下「約款」といいます)によって定まります。約款の詳細やご不明な点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 共済制度の仕組み及び引受条件等

(1) 共済制度の仕組み

開業医共済休業保障制度(以下「開業医休保」といいます)は、ケガ又は病気になり被共済者が休業した場合、死亡又は高度障害に該当した場合に共済金をお支払します。

(2) 被共済者の範囲

被共済者としてご加入いただける方及び被共済者の範囲は次の通りとなります。

① 被共済者としてご加入いただける方

保険医協会・医会会員かつ開業医共済組合員又は賛助会員で、現在健康でかつ正常に医療に従事している65歳未満の保険医。継続契約の場合は74歳までの保険医。

② 被共済者の範囲

- 個人立医療機関の開設者又は共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者又は被雇用者
- 法人医療機関の理事長又は管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
- 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
- 勤務医が賛助会員として契約者になる場合は、勤務医本人

(3) 共済金の内容

① 共済金の種類と支払額

お支払いする共済金は次の表の通りです。詳細は約款(共済金の種類)をご参照ください。

傷病給付金 (1口当たり)	入院療養	1日 8,000円
	自宅療養	1日 6,000円
弔慰・高度障害給付金(1口当たり)		50万円

② 共済金をお支払いする場合は次の表の通りです。詳細は約款(共済金の支払要領)をご参照ください。

傷病給付金	被共済者が傷病を被り、受療して休業した場合 ・入院は初日から ・自宅は5日以上連続して休業した場合、5日目から
	1休業につき180日、通算で500日まで。復業後の増悪の場合は再休業とみなし通算を適用。但し精神疾患に係る場合は通算で180日 新規契約の共済期間の初日以降の傷害及び初日から3ヵ月以降に発病した疾病
弔慰・高度障害給付金	被共済者が傷病を被り、その直接の結果として死亡又は高度障害が生じたとき 新規契約の共済期間の初日以降の傷病

③ 共済金をお支払しない場合は「注意喚起情報のご説明」の3の通りです。

(4) 共済のご契約期間

この共済の契約期間は、1年です。実際にご加入いただく契約期間につきましてはパンフレットにてご確認ください。

2. 共済契約の更新

開業医休保は、共済期間の満了日までに次の場合を除き自動的に更新されます。

- ① 共済契約者から共済期間の満了日の14日前までに更新しない旨の所定のお申出がある場合
- ② 共済契約の効力を失っている場合
- ③ 被共済者が満75歳であるとき

3. 共済掛金等

(1) 共済掛金

掛金は年齢により異なります。実際にご加入いただく掛金につきましてはパンフレット「掛金一覧表」にてご確認ください。

(2) 掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は月払とし、取扱代理店が定める日に、預金口座振替により払い込むものとします。本制度は領収証の発行をいたしません。

(3) 配当金と無事故戻し

決算上、剰余金が発生した場合、総代会の議決を経て、組合員に対し、利用分量配当金があります。無事故戻しはありません。

(4) 解約返戻金

解約返戻金はありません。

4. 共済金の請求

共済事由が発生した場合は、取扱代理店を通じて開業医共済協同組合(以下「組合」といいます)にご連絡のうえ、それぞれの共済金の受取人は、約款別表3「請求書類」の必要書類をご用意いただいで、取扱代理店を通じて組合へ共済金の請求の手続きを行ってください。

- 1) 傷病給付金の請求書は、休業終了後速やかに請求書を取扱代理店へ提出してください。但し、請求期間が長期(数ヶ月)に及んだ場合は暦月単位で請求してください。
- 2) 弔慰・高度障害給付金の請求書は、事由が発生した場合速やかに取扱代理店へ提出してください。
- 3) 共済金は、約款の規定(共済金の請求)による手続きを完了した日から30日以内にお支払いします。
- 4) 共済金の請求の際、組合は、共済事由の内容について確認及び調査をさせていただきます。但し、下記の場合は請求完了日からそれぞれの日数以内に、共済金をお支払いします。
ア) 医療機関による診断、鑑定等の結果照会90日
イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果照会180日
ウ) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査60日
- 5) 「お支払する場合」に該当した場合であっても、共済金受取人がその日の翌日以降3年以内共済金のご請求手続きを行わなかったときは、お支払いできなくなります。

5. 共済掛金・共済金と税金

- ① 法人特約で「法人が掛金を支払い法人が共済金を受取る」の場合は、支払保険料として損金算入できます。特約なしで法人が掛金を支払う場合は給与科目で損金算入できません。
- ② 傷病給付金(自宅療養、入院療養)を被共済者ご自身が受け取られる場合には非課税です。法人受取は益金となります。
- ③ 弔慰給付金は生命保険金として取り扱われ、法定相続人1人につき500万円まで非課税になります。
- ④ 高度障害給付金をご自身が受け取られる場合には非課税です。

個人情報の取り扱い

本制度運営にあたって、組合並びに取扱代理店は、契約申込書の記載の個人情報及び本制度の運営において入手する個人情報について本制度の運営・管理に必要な下記の範囲で取り扱います。

組合は、個人情報を、本制度の共済掛金の収納管理、共済制度の普及と共済契約申込者管理及び手続き(契約締結時の審査、共済金支払審査を含む)、各種問い合わせ及び依頼、その他本制度に関連・不随する業務のために使用します。また、それ以外の目的には使用しません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、組合において上記に準じて個人情報を取り扱います。

注意喚起情報のご説明

1. ご契約申込に際して、ご契約者にとり不利益になる事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、ご契約申込いただきますようお願いいたします。

2. 被共済者がご契約者と異なる場合は、この書面に記載の事項につき、必ず被共済者の方全員にもご説明ください。

3. 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約申込の内容は約款によって定まります。諸規程の詳細やご不明な点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. ご契約申込の撤回等(クーリング・オフ)

保険業法第309条の準用により、この制度は契約期間が1年以下に該当しますので、クーリング・オフの適用は受けません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約申込時における注意事項

① 契約申込書の記載上の注意事項

ご契約申込の際は、契約申込書の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者及び被共済者には、ご契約申込時に組合に重要な事項についてお申し出いただく義務(告知義務)があります。契約申込書に記載された内容が事実と相違する場合は当該項目に記入がない場合には、共済金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

② 健康状況告知について

- 1) 被共済者の健康状況に関する質問事項に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、「告知書兼同意書」に、必ず被共済者ご自身でご記入の上、「健康状況告知書質問事項回答欄」に署名・押印ください。この質問事項に対するご回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。万一記載事項に誤りがありますと共済金のお支払ができないことがありますのでご注意ください。
- 2) 健康状況告知の内容によってはご契約をお引き受けできない場合、又は特定の疾病・症状については共済金をお支払しないことを条件にお引き受けする場合がありますので予めご了承ください。
- 3) 「悪性腫瘍」「指定難病」「精神疾患」については、当該疾病が治療後5年以上経過していない場合はお引き受け出来ないことを予めご了承下さい。

(2) ご契約後における留意事項

① 通知義務等

ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店を通じて組合へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後に生じたケガや病気による就業不能や変更後に開始した就業不能、変更後の事故については共済金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

- 1) 被雇用の理事長又は管理者になった場合
- 2) 複数の被共済者が新たに同一医療機関で診療することになった場合
- 3) 共済契約者又は被共済者は、診療(勤務)空白期間が生じたとき
なお、上記の他、ご契約書及び被共済者の住所、氏名、開業・勤務別、就業先などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3. 共済金をお支払しない場合等

① 共済金をお支払しない場合は次の通りです。

- 1) 傷病給付金(自宅療養、入院療養)をお支払しない場合
ア) 傷病が傷病の場合には、共済期間の開始日より前に傷害が生じたとき(新規契約の場合)

イ) 傷病が疾病の場合には、共済期間の初日を含む月からその月を含めて3ヵ月目の末日の翌日午前0時より前に疾病が発病していたとき(新規契約の場合)

ウ) 傷病を被った時がこの共済契約が継続されてきた最初の共済期間の共済期間の開始時より前のとき(継続契約の場合)

エ) 被共済者が正常分娩または人工流産による休業

オ) 被共済者が整形外科的手術の既往症に関する抜針、抜釘、内固定材等の除去による休業

カ) 被共済者が人工組織、人工臓器を用いたか、臓器移植を行った既往症に関する置換手術による休業

キ) 傷病発生時に電話により医師の指示を受けて被共済者自ら治療した休業

ク) 第三者の医師に受療しないや柔道整復師等による施術のみを受けた休業

ケ) 被共済者が主治医の治療方法に賛同できなかったとき

コ) 被共済者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用及びこれを原因とする傷病による休業

カ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動を原因とする傷病による休業

シ) 共済契約者、共済受取人又は被共済者の故意、重大な過失で生じた傷病による休業

ス) 被共済者の犯罪行為、闘争行為、刑の執行、拘留もしくは入監中に生じた傷病による休業

セ) 被共済者の泥酔状態を原因とする傷病による休業

ソ) 被共済者の無免許運転中又は飲酒運転中の事故による休業

タ) 被共済者が地震、噴火またはこれらによる津波その他これに類似する天災を原因とする傷病により休業した場合で、その原因により傷病給付金の支払事由に該当した被共済者の数の増加がこの共済の計算の基礎に影響を及ぼすとき

2) 弔慰・高度障害給付金をお支払しない場合

ア) 被共済者が新規契約の共済期間の開始時以後2年以内に自殺したとき、又は被共済者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になった場合

イ) 被共済者の犯罪又は死刑の執行によって死亡したとき、または被共済者の犯罪によって高度障害になった場合

ウ) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させた場合、又は高度障害状態にさせた場合

エ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動を原因とする傷病により死亡または高度障害状態になった場合

② 重大事項による解除として、次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払できないことがあります。

1) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が共済金を詐取する目的又は他人に共済金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき

2) 共済金の請求に関し、共済金受取人に詐取行為があったとき

3) 上記のほか、当組合の共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該契約の継続を困難とする重大な事由があったとき

4. 特定傷病等不担保特約条項

被共済者のお体の状態によっては、他のご契約との公平性から、次の条件をつけてご契約をお引き受けする場合があります。

- ① 開業医休保契約証書記載の残存期間条件付加入は、残存期間の本症による休業については、共済金をお支払いしません。
- ② 開業医休保契約証書記載の3年の条件付加入は、加入後3年以内の本症による休業については、共済金をお支払いしません。
- ③ 開業医休保契約証書記載の2年の条件付加入は、加入後2年以内の本症及び合併症による休業については、共済金をお支払いしません。
- ④ 開業医休保契約証書記載の不担保にする傷病とその関連傷病加入は、当該傷病等と医学上因果関係がある傷病による休業については、共済金はお支払いしません。

5. 責任開始期及び共済掛金等

(1) 共済契約上の責任

共済契約のお申込をいただき、組合がその共済契約のお申込を承諾したときは、共済期間の初日の午前0時に開始します。

(2) 掛金の支払方法

共済掛金のお払い込みは、口座振替によります。取扱代理店が指定する金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただきます。掛金をお支払いただけない場合には、共済期間が始まった後であっても、共済金をお支払できないことがあります。

(3) 掛金の払込猶予期間等の取扱い

共済掛金は、毎月払込期日にお払い込みいただくことになっておりますが、取扱代理店が定める日の翌々月末までの共済掛金の払込み猶予期間を設けております。払込み猶予期間内にお払い込みがない場合、ご契約の効力がなくなり(失効)、共済金をお支払できないことがあります。

6. 法人契約特約条項

法人契約特約条項を付加することにより、共済金の受取人を法人(契約者)とすることが出来ます。但し、共済金受取者又は遺族に支払うことこの確認書を提出していただき、共済金請求の際に被共済者又は遺族に於いては知っていただきます。

7. 共済解約と再契約について

ご契約の解約はいつでもできます。ご契約の解約については取扱代理店にお申し出下さい。解約日は解約様式の届出のあった日の翌月1日となります。

なお、この開業医休保は、保険医が相互に助け合って、将来の予せぬ事態に備えることを目的に作られた制度ですので、任意に共済契約を解約された被共済者の再度のご契約はお引き受けすることが出来ません。但し、約款の規定により再契約できる場合もあります。

8. お問合せ等の窓口

本制度に関するお問い合わせやご相談・苦情はパンフレットに記載の取扱代理店にご連絡ください。

開業医共済協同組合について

1. 設立と現状

設立

2010年2月…関東信越厚生局の認可を得て設立

2015年4月…所管が長野県に移譲

現状(2025年7月期)

組合員数…2,022名 出資総額…6億1,631万円 総資産額…13億7,886万7,213円

2. 当組合の加入要件

組合員 事業者(個人・法人)が対象

当組合の事業地区*内の保険医協会・保険医会の会員が運営・管理する事業者(個人・法人)は、出資(出資金1口5,000円)することで「組合員」として加入できます。

賛助会員 非事業者(勤務医)が対象

当組合の事業地区*内の保険医協会・保険医会の会員(勤務医)は、賛助金(2,000円)を納入することで「賛助会員」として加入できます。

※当組合の事業地区:青森・福島・新潟・福井・長野・鳥取・岡山・山口・大分・鹿児島島の10県

3. 開業医共済休業保障制度

当組合は、事業の一つとして「開業医共済休業保障制度(略称「開業医休保」)」を運営しており、組合員または賛助会員に限ってご契約いただくことができます。

本制度は、医師・歯科医師が病気やケガで休業を余儀なくされた場合に、復業支援の共済金を支給します。

なお、当組合並びに本制度の運営に関しては、保険数理人、外部監査人(公認会計士2名)、顧問弁護士(2名)と契約し、健全性や公開性を確保しています。

4. 利用分量配当金

当組合は、年度毎の決算で剰余金が生じた場合、総代会の議決を経て、組合員に対して「利用分量配当金」として配当を実施しています。本配当は、事業開始の2010年度から今期まで15期連続して配当しています。なお、配当金は原則として出資金に振り替えし、組合の脱退時にお返しさせていただいております。

【利用分量配当金の配当実績】

2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
24%	32%	3%	35%	30%	26%	18%	26%
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
25%	20%	18%	19%	13%	11%	22%	

※2012年度は、より安定した制度運営を行うことを目的に責任準備金を大幅に積み増したため、配当率が圧縮されています。

お申し込み・お問い合わせは下記各県の取扱代理店へ

青森県

青森県保険医協同組合
青森県保険医協会
TEL:(017)763-5820 FAX:(017)763-5821

福島県

福島県保険医協同組合
福島県保険医協会
TEL:(024)531-1151 FAX:(024)531-1153

新潟県

新潟県保険医協同組合
新潟県保険医協会
TEL:(025)245-6171 FAX:(025)245-6172

福井県

福井県保険医協同組合
福井県保険医協会
TEL:(0776)21-1660 FAX:(0776)21-1649

長野県

長野県保険医協同組合
長野県保険医協会
TEL:(026)223-0345 FAX:(026)223-0333

鳥取県

鳥取県保険医協同組合
鳥取県保険医協会
TEL:(0859)24-3064 FAX:(0859)24-3066

岡山県

岡山県保険医協同組合
岡山県保険医協会
TEL:(086)274-9131 FAX:(086)274-8223

山口県

山口県保険医協同組合
山口県保険医協会
TEL:(083)972-2250 FAX:(083)974-5771

大分県

大分県保険医協同組合
大分県保険医協会
TEL:(097)568-0047 FAX:(097)568-0073

開業医共済協同組合 TEL:(026)217-6600 FAX:(026)217-6627
〒380-0823 長野県長野市南千歳1丁目10-6 東邦ビル3階

